

# 図書館情報学教育改善の提案について

— 根本彰の発言を巡って —

池田 美千絵

## はじめに

公共図書館、学校図書館、大学図書館、国立国会図書館は、国民の生涯学習を支援する上で大きな役割を果たしている。図書館には、それぞれ図書館の専門的業務を扱う専門職員が必要である。しかし、わが国で館種別の図書館職員について法律にもとづいた資格制度があるのは、図書館法で定められた公共図書館の司書のみである。そのため、1950年代から今日まで、いくつかの機関・団体が館種別図書館職員を養成するための基準・科目案（以下、科目案という）を検討し、作成・発表してきたが、いずれも実際に科目案を用いて公共図書館以外の館種別図書館職員を養成するまでには至っていない。

2003～2006年に、根本彰（東京大学）が研究調整役、研究分担者の一人となって、「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」（Library and Information Professions and Education Renewal 略称: LIPER）が行われた。この研究の一環として、大学院修士課程を対象とする「図書館情報学教育改革案」が作成され、2006年にこの案を含んだLIPER報告書が発表されている。根本は、この研究と関連して、日本図書館協会（以下、日図協という）図書館学教育改善委員会（以下、改善委員会という）の「図書館学教育改善試案」（1965）（以下、委員会試案という）、日図協図書館学教育部会図書館学教育基準委員会（以下、基準委員会という）の「図書館学教育改善試案」（1972）（以下、部会試案という）、司書資格のための講習科目（1968）（以下、講習科目1968という）の三つの科目・科目案（以下、合わせて科目案という）について言及し、それをもとにして、2007年11月と2008年に図書館情報学教育の改善を提案している<sup>1) 2)</sup>。なお、その

一環として、1967年の司書講習等の改善に関する会議（以下、司書講習科目検討会議という）の『司書講習等の改善に関することについて（報告）』（以下、最終報告書という）と議事録を調査し、2007年9月にその最終報告書を紹介し、解説している<sup>3)</sup>。根本のこの一連の取組みと提案は、図書館情報学教育の今後のあり方を考える上で重要であるが、これまで検討は行われていない。そのため、まず、根本の提案の内容を明らかにする必要がある。

本稿の目的は、根本による図書館情報学教育改善の提案はどのようなものを明らかにすることである。そのため、次の三つの研究課題を設定する。

- (1) 科目案はどのようなものか。
- (2) LIPERの研究成果はどのようなものか。
- (3) 根本の主張はどのようなものか。

研究方法としては文献調査を用いる。2000年代に根本が発表した科目案と資格、LIPER活動に関する文献を網羅的に収集し、根本の意見、主張について検討する。

研究対象としては、2004年から2013年までの科目案、資格、LIPER活動をテーマとして執筆された根本の文献15点を対象とする<sup>1)~15)</sup>。なお、これまでのところ、根本の意見に対する意見や発言は見られないため、ここでは根本の意見だけを取り上げる。

第1章では、1950～2010年の図書館学教育科目案の歴史について明らかにする。第2章では、科目案に関して、作成経緯、内容の観点から明らかにする。第3章では、LIPER活動、LIPER報告書、研究成果について明らかにする。第4章では、根本によるLIPER活動に関する意見の概要を明らかにし、第5章では、根本の意見と主張について明らかにする。第6章では、第1～5章で明らかになったことをもとに科目案、根本の主張について考察する。

## 1. 図書館学教育科目案の歴史

1950～2010年の約60年間に作成された科目案を三つの時代に区分して概観する。時代区分は、講習科目の制定・改定を基準として行った。

### 1.1 1950～1965年

1950年に図書館法が制定され、講習科目（以下、講習科目1950という）が文部省令で定められた。戦後日本における図書館職員養成の取組みが始まった。1954年に大学基準協会が「図書館学教育基準」（以下、教育基準という）を発表した。

1963年に日図協が改善委員会を設置した。改善委員会は、1965年6月に委員会試案を含む『図書館学教育改善委員会報告』（以下、報告書という）を刊行し<sup>16)</sup>、9月に『図書館雑誌』に委員会試案を発表した<sup>17)</sup>。

### 1.2 1966～1996年

1967年に講習科目の改定のための司書講習科目検討会議が文部省で行われ、最終報告書が作成された<sup>18)</sup>。1968年に講習科目の1回目の改定が行われた（以下、講習科目1968という）。1972年に日図協基準委員会が部会試案を発表した<sup>19)</sup>。

### 1.3 1997～2010年

1997年に講習科目の2回目の改定が行われた。2003年から2006年に日本図書館情報学会がLIPERを行い、2006年に「図書館情報学教育改革案」（以下、教育改革案という）を含んだLIPER報告書を発表した<sup>20)</sup>。2006年に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、協力者会議という）が文科省に設けられ、司書資格取得のための大学において履修すべき「図書館に関する科目」について検討し、2009年に履修科目が制定された。

### 1.4 まとめ

1950～2010年の約60年間に科目案を制定・発表した関係機関・団体は、文部科学省（旧文部省）、大学基準協会、日図協委員会・部会、日本図書館情報

学会の四つである。

## 2. 1960～1970年代前半の図書館職員養成のための科目案

本章では、1960～1970年代前半に発表された科目案について、作成経緯、内容等の観点から明らかにする。

### 2.1 日図協関係の試案

#### 2.1.1 委員会試案（1965）

##### （1）作成経緯

日図協は、1963年に図書館職員養成の望ましい在り方を示すために、改善委員会を設置した。委員長は深川恒喜（日図協教育部会長）であった。公共図書館だけでなく、大学、特殊専門、学校図書館の職員養成をめざし、公共図書館、大学図書館、特殊専門図書館、学校図書館の四つの小委員会を改善委員会に設けた。これらの小委員会は、それぞれ主要な大学教員と図書館管理職合計7～9人から構成されている。改善委員会は、1964年6月に「図書館学改善委員会（小委員会）中間報告」（第一次中間報告）を発表し、1965年3月に第一次中間報告に対するアンケート調査の結果として「図書館学教育改善委員会第二次中間報告」を発表した。6月に委員会試案を含む『図書館学教育改善委員会報告』を刊行し、9月に『図書館雑誌』で委員会試案を発表した。

##### （2）内容

四年制大学と短大を対象に、「図書館学科」を中心とし、「図書館学の課程」等も想定している。司書課程で教えるコアとなる共通の科目（必修科目20単位）が定められ、その上に「公共図書館専門職員の養成に必要な図書館学教育の課程」をはじめとし、大学図書館、専門図書館、学校図書館を含む四つの「課程」の案が作成されている。コアとなる共通の科目を中心に適宜科目を加えて開講することを提案している。「公共図書館管理論」「大学図書館管理論」「専門図書館管理論」の科目が設けられているだけでなく、館種別の履修コースが設けられており、他の科目案と比較すると、はるかに詳細である。

## 2.1.2 部会試案（1972）

### （1）作成経緯

日図協個人会員で、主に司書課程を担当の大学教員からなる日図協教育部会の基準委員会は、1972年に部会試案を発表した。名称は1965年の委員会試案と同一である。

### （2）内容

主に四年制大学の図書館学科（専攻）での図書館職員養成を想定しているが、司書課程も存続している。大学院、短大では、特定の等級の職員を養成する。四年制大学では、図書館学教育基準と司書課程基準があり、図書館学教育基準では、基礎部門、資料部門、資料組織部門、奉仕部門、経営管理部門の5部門に分けて、それぞれの単位数を示し、科目名も例示しているが、各科目の単位数や内容説明は示されていない。全館種の図書館職員の養成をめざしているが、他館種の名称を含む科目は、「(5) 経理管理部門」で、「公共図書館論」「学校図書館」「大学図書館」「専門図書館」が例示されているのみである。

## 2.2 文部省による講習科目の改定

### 2.2.1 講習科目 1968

#### （1）作成経緯

1950年に図書館法が制定され、これにもとづき、司書講習のための科目が文部省令によって制定された。四年制大学と短大を対象としている。公共図書館の専門的職員の資格である司書を養成するための科目である。講習科目 1950 が制定されてから18年後の1968年に第1回目の改定が行われ、15単位から19単位と4単位増加している。

#### （2）内容

公共図書館職員養成のための科目であるため、「大学図書館論」等といった他館種図書館の名称が含まれた科目は設けられていない。単位数から、主に大学の司書課程での司書養成が想定されている。司書資格は、等級のない一段階の資格である。

講習科目 1950 よりも、社会や教育活動との連携にかかわる科目が少なくなっている。社会に結び付いた公共図書館の職員養成というよりはむしろ、当時の公共図書館の中心業務であった分類、目録、レ

ファレンスサービス等の業務を重視している。単位数は、必修科目の講義科目が全て2単位となり、講習から大学の授業（司書課程）に適したものへと移行しようとしている。

## 2.3 まとめ

1960～1970年代前半の図書館職員養成に関する科目案は、日図協関係から委員会試案（1965）と部会試案（1972）が、文部省からは講習科目 1968 が発表された。日図協の2案は、公共図書館以外の他館種の図書館職員養成をめざしており、等級を設けている。しかし、これらを実行するための具体的な方法は示されていない。講習科目 1968 は、あくまでも公共図書館のための図書館職員養成であり、等級はない。

## 3. LIPER 研究の概要

本章では、LIPER 研究の概要、LIPER 報告書の概要、活動の研究成果を明らかにする。

### 3.1 活動の概要

日本図書館情報学会は、学会員を中心とする共同研究を企画し、課題として図書館情報学教育に関する調査研究を選択した。1998年から2000年にかけて米国図書館情報学教育協会が行った、米国とカナダの図書館情報学カリキュラムの包括的な研究であるKALIPER (Kellogg-ALISE Information Professionals and Education Reform Project) プロジェクトに影響を受けている。学術振興会科学研究費の基礎研究に「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」という研究課題で応募し、採択され、2003～2006年に調査・研究が行われた。メンバーは約30人で、上田修一（慶應義塾大学）を研究代表者とし、研究分担者として根本ら9人がいる。図書館情報学教育班、公共図書館班、大学図書館班、学校図書館班の四つの研究チームに分かれている。研究方法としては、質問紙調査、聞き取り調査、グループ・インタビュー調査が用いられた。発表方法としては、2004年度、2005年度の日本図書館情報学会春季研究集会等、主に口頭発表を行った。研究成果としては、それぞれの研究チーム

が提言、課題を示した上で、教育改革案と図書館情報学検定試験（以下、検定試験という）を示している。

### 3.2 LIPER 報告書の概要

#### (1) LIPER 報告書の構成

LIPER 報告書は 2006 年に発表された。構成は次の通りである。

序文

第一部 研究成果報告

I 研究の概要 II 図書館情報学教育班 III 公共図書館班 IV 大学図書館班 V 学校図書館班

第二部 改革案の提言

I 図書館情報学教育改革案 II 「図書館情報学検定試験」(仮称) の実施

第三部 研究発表

第四部 集会記録

第五部 資料

#### (2) LIPER 活動の枠組み

四つの研究チームの実証的な検討を通じて、次の4点の枠組みで全体をまとめることとなったことが、LIPER 報告書で報告されている。

- ①大学における図書館員養成教育の再構築に絞って検討する。
- ②長期的には大学院での専門職養成教育の確立を目標とする。
- ③多様な館種や主題に発展していけるような養成制度をめざす。
- ④四つの調査班での研究成果は学会等で発表する。

### 3.3 研究成果

LIPER 報告書では、四つの研究チームの研究成果をまとめたものとして、教育改革案と検定試験を提案している。

#### (1) 図書館情報学教育改革案

講習科目の課題として、「時間数の不足と内容の重複、開設科目としての自由度の低さ、習熟度が考慮されていないこと」を指摘している。さらに、「資格付与のための内容構成となっているために教授内容が司書が実際に配置される図書館の実態と乖

離し、多様な職場関係における業務への対応が困難である」ことも問題として挙げている。「国際的にみると、図書館情報学教育は大学における学部専門教育か、大学院修士課程での専門職教育で実施されるのが一般である」とも報告している。その上で、大学院レベルのカリキュラムを提案している(図書館情報学カリキュラム案)。カリキュラムのコアとなる領域(コア領域)を特定し、これとやらんで、主題、メディアの形態、利用者によって多様な科目群を設定できる個別情報領域も設けている。公共図書館の専門職である「情報専門職(公共図書館)」、大学図書館の専門職である「情報専門職(大学図書館)」、初等・中等教育の専門職である「情報専門職(学校)」の三つの領域を設定し、それぞれで必要と思われる科目も検討している。これら三つの領域は大学院での履修コースとして、コア領域にプラスして個別情報領域の科目とそれぞれの情報専門職領域の科目を指定し、指定した科目群の単位を修得してそれぞれの領域での専門職資格を取得したことを意味するものとしている。

#### (2) 図書館情報学検定試験

現在の司書養成の多様な教育体制の存在を認めた上で、「司書となる資格」に求められる専門的知識を一定の水準に維持するために、検定試験の実現の可能性を検討することが提案された。受験資格は、司書資格取得者および取得中の者に限定している。出題分野は、他館種の図書館を含めた専門職員の一般的な資格としてみなし、各館種(国立、公共、学校、大学、専門図書館)に共通する専門的知識を問う出題とされている。LIPER が提唱する情報専門職養成のための次のコア領域科目を設定することが望ましいとされている。

図書館情報学  
情報利用者  
情報資源組織化  
情報メディア  
情報サービス  
情報システム  
経営管理  
デジタル情報

### 3.4 まとめ

LIPERの研究は、KALIPERに影響を受け、四つの研究チームに分かれて2003～2006年に調査・研究が行われた。活動の枠組みは、大学での図書館員養成教育の再構築に絞り、長期的には大学院での専門職養成教育の確立、他館種の図書館職員の養成を目標と報告されている。研究成果としては、教育改革案、検定試験が報告されている。

## 4. 根本彰によるLIPER活動に関する意見の概要

本章では、根本によるLIPER活動に関する意見を年代順に整理する。文献は全部で15点である。

### 4.1 2004～2006年

根本は、2004年5月に「日本図書館情報学会の50年とLIPERの課題」で、LIPERの目的は日本の図書館学教育を抜本的に見直した上で改善する方策を探り、積極的な政策提言を行うことであると報告している<sup>4)</sup>。12月に「日本の図書館員養成とLIPERの課題」で、LIPERの目的を示すと同時に、戦後の図書館情報学教育の問題点を挙げた上で、司書講習を現職者のみに限定する必要性、館種を超えた図書館情報学共通の基盤をさぐる必要性について訴えている<sup>5)</sup>。2006年3月に「LIPERプロジェクトの概要と今後の方向づけ」で、図書館情報学の教育に係る問題点を挙げ、制度、公共図書館中心のカリキュラムの改善、検定試験の必要性について訴えている<sup>6)</sup>。7月に「図書館情報学教育の可能性: LIPERの紹介を通じて」で、司書の制度的特徴について言及し、司書のカリキュラムの問題点を集約した上で、LIPER活動に対して、大学院教育が可能なカリキュラム、司書養成における大学院カリキュラム、検定試験の必要性を提案している<sup>7)</sup>。

### 4.2 2007～2008年

2007年以後、科目案に関する発言が始まった。2007年6月に「LIPER提言補論: 高山正也氏の批判に答える」で、委員会試案、講習科目1968の概要を示した上で、LIPER報告書の意義について報告している<sup>8)</sup>。9月に「『司書講習等の改善に関す

ることについて(報告)』(1967)の解説」で、文部省の「司書講習科目検討会議」の議事録と最終報告書を調査し、紹介している。また、基準委員会設置の経緯、部会試案の内容、講習科目1968の内容についても報告している<sup>3)</sup>。10月に「40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今—」で、改善委員会設置の経緯、委員会試案の内容・制度、「司書講習科目検討会議」設置の経緯、基準委員会設置の経緯、部会試案の内容について報告し、委員会試案を評価している<sup>9)</sup>。11月に「図書館員養成とポストLIPER報告」で、2008年2月には「司書養成の歴史的課題を確認する」で、LIPER報告書の内容とLIPERが行った提言の内容について示している。また、委員会試案、部会試案の内容、図書館学教育の問題点についても言及している<sup>1) 2)</sup>。

### 4.3 2009～2013年

2009年4月に「今後の図書館員養成と検定試験構想」で、検定試験の必要性について言及している<sup>10)</sup>。9月に「図書館情報学検定試験の実施計画について」で、検定試験を実施する意義、必要性について述べている<sup>11)</sup>。2010年に「『図書館制度・経営論』について」で、公共図書館司書という枠組みを取り除く必要と協力者会議にLIPER報告書の成果を持ち込んだ経緯について報告している<sup>12)</sup>。2011年に「日本図書館協会と専門職員養成の今後」で、講習科目1968の作成の経緯、図書館界の館種を超えた広範な協力の必要性について言及している<sup>13)</sup>。2012年に「資格社会における司書の専門性評価の方法について」で、資格検定の必要性について訴えている<sup>14)</sup>。2013年に「司書養成のあり方を問い返す」で、改善委員会設置の経緯、委員会試案の制度、講習科目1968の作成経緯について報告している<sup>15)</sup>。

## 5. 根本彰の意見と主張

根本は、2004年から2013年の9年間に図書館情報学教育の問題点、LIPERの目的と課題、科目案、科目案を作成した改善委員会、基準委員会、「司書講習科目検討会議」について論じている。根本の意見はまとまった形で発表されていないため、本章で

は、根本の意見を体系的に整理することをめざす。協力者会議に関しては、時代と対象となる科目案が異なるため、除く。

## 5.1 意見の内容

### 5.1.1 図書館情報学教育の問題点

#### (1) 制度

根本は、2004年12月から2009年9月にかけて、次のように指摘している。

- ①専攻科のある大学と司書課程のある大学と分離しているが、同じ資格しか出すことが出来ない(2004.12)。
- ②図書館員の知識・技術は「司書」中心に考えられており、公立図書館中心にしたカリキュラムになっている(2006.3)。
- ③採用試験以外に資格の評価がなく、資格を持った者がどのような知識を持っているかを保障する制度がない(2006.3)。
- ④終戦直後の臨時的な措置である講習による司書養成制度しかない(2006.3,7)。現職者に資格を与えることを優先した結果、大学での司書養成の法的根拠が曖昧になっている(2007.11,2008.2)。
- ⑤「館種の違いを超えた共通の養成基盤とカリキュラム」が必要である(2006.7)。
- ⑥戦後の大学の司書養成は、質的な保証を伴わずに多数の「司書」を輩出した。これが司書職に対する社会的評価の低さの一因となっている(2009.9)。

以上から、根本は、図書館情報学教育の制度に関する問題点として、次のことを念頭にLIPERの活動を進めたものと考えられる。

1. 専攻科と司書課程との資格発行の差別化
2. 公立図書館に限定しない、館種を超えた資格制度
3. 評価制度の備わった資格制度
4. 大学での司書養成制度での必要性
5. 館種を超えた図書館職員のための共通の養成基盤とカリキュラムの必要性
6. 司書の養成過剰

多岐にわたって図書館情報学教育の問題点を指摘しているが、問題点を全て理解し、把握するためには、過去の文献を十分に検討することが重要である。

#### (2) 研究体制・研究者養成体制

2004年12月に研究そのものが研究パラダイムを欠いていると述べ、司書課程のある大学に所属している教員の研究生産性が一般的に低く、現場の図書館職員の研究的関心が薄れていると指摘している。さらに、大学院博士課程を設置している大学は一部に限られており、研究者養成体制が弱体であると指摘している。

研究体制に関しては、教員と図書館職員の研究に対する資質の低さについて指摘しているが、これらを解決するための具体的な方法は示されていない。

研究者養成体制に関しては、博士課程を増設することが研究者養成体制の弱体性を解決する方法の一つとみなしていたと考えられる。

### 5.1.2 LIPERの目的・意義と図書館学教育に対する提案・課題

#### (1) 目的

2004年12月に、「図書館情報学教育の改善のためにその現状を明らかにし、これを抜本的に改革するための方策を探り、最終的に積極的な政策提言を行う」と述べている。2004年5月と12月に、館種を超えた図書館情報学の共通の基盤をさぐると述べている。2004年12月に、公共図書館だけの基礎資格としない養成制度とカリキュラムを作成すると述べている。

以上からLIPERの目的は、次の4点にまとめることができる。

- ①図書館情報学教育の改善のための現状を明らかにする。
- ②図書館情報学教育を抜本的に改革するための方策をさぐる。
- ③積極的な政策提言を行う。
- ④公共図書館だけの基礎資格としない養成制度とカリキュラムの作成

①に関しては、現状を把握するとともに、それまでの図書館情報学教育の歴史を認識することが重要である。そのためには、過去の文献を十分調査する必要があると考えられる。②、③に関しては、①について過去の文献調査を十分に検討した上で、目的

達成できるものであり、多くの時間を必要とする。

④に関しては、養成制度、カリキュラムとして、実現可能であるのかどうかの議論が必要であり、実現するための方法・手段を示す必要がある。

## (2) 意義

2007年6月に、教育改革案によって、「受講生は図書館情報学の基礎的な科目を広く学ぶことができ」、「大学院レベルの養成として、コアカリキュラムを終えている受講生に対して、館種別（大学図書館、公共図書館、学校図書館）の情報専門職領域のカリキュラムを提供することにより、情報専門職（大学図書館）のような専門的な図書館員養成を果たすことができる」と述べている。

LIPER活動の意義は、教育改革案を示したことで、大学院レベルでの館種別の図書館員養成の可能性を示したことと捉えていると考えられる。

教育改善案に関しては、部会試案以来34年ぶりに、文科省（文部省）以外の団体が作成した図書館職員養成のための科目案であり、その意味で重要である。ただし、これをどのように実現させ、どのように図書館学教育に生かすかといった方法・手段は示されていない。

## (3) 提案

LIPERの活動を通して、次の9点を提案している。

- ①講習は現職者のみに限定し、大学における「図書館についての科目」を省令で明示する（2004.12）。
- ②大学での専門教育を主として、講習は一定の実務経験者に限定する。あわせて1年課程の大学修士課程で取得する（2004.12）。
- ③「図書館についての科目」の中に専門科目として、館種別図書館にかかわる科目や特定の主題や資料を扱う（2004.12）。
- ④現在、司書課程が行っていることについては、専門課程に移行し、司書課程で情報リテラシーを身につけたことを認定する方法を考える（2004.12）。
- ⑤大学院教育が可能になるためのカリキュラムを作成し、司書養成カリキュラムを大学院カリキュラムのコア領域で実施する（2006.7）。
- ⑥検定試験を実施する（2006.7, 2007.11, 2009.4）。

⑦将来的には国際水準に合わせて大学院レベルでの図書館学教育の専門教育を基準とする（2007.11）。

⑧国際水準に達するまではできるだけそれぞれの司書課程で工夫して館種を超えた共通の基礎領域を扱う（2007.11）。

⑨図書館情報学の専門家を育成するにあたり、現行の大学2年程度の学歴を前提にした公共図書館司書という枠組みを取り除き、アメリカ的な専門職大学院での養成を志向するようにする（2010.8）。

LIPERの活動では、大学院レベルでの館種別の図書館職員養成と、図書館学教育における検定試験の可能性を探っていたことがわかる。大学院レベルに関しては、部会試案を、館種別図書館職員養成に関しては、委員会試案と部会試案の両方を参考にした可能性がある。

## (4) 課題

LIPERでの活動から、図書館学教育の課題として次の2点を挙げている。

①図書館学教育の研究と教育のサイクル（研究・蓄積・レビュー・教科書・教育）を着実に構築する。その際、教科書は研究レベルでの知識の標準化をめざす（2006.7）。

②図書館情報学と情報学の位置づけを明確化する（2006.7）。

①に関しては、これまでの文献を十分に調査する必要がある。②に関しては、図書館情報学教育を改善する意味で重要である。

### 5.1.3 委員会試案

作成経緯とその内容について、次のように述べている。

#### (1) 作成経緯

①関係者が大学での専門課程としての養成を検討するために、館種別の委員会に分かれて検討し、議論した。その理由は、司書・司書補はあくまでも公共図書館職員養成のためのものであり、養成方法も講習しか制度化されていないからであった（2007.6）。

②公共、大学、特殊専門、学校の館種ごとに専門家が議論を行い、これをもとにして大学で実現可能

な統一的なカリキュラムを作ろうとした(2007.9, 10 2013.9)。

③二つの中間発表を経て、1965年に委員会試案を発表した(2007.10)。

委員会試案の作成経緯に関して、根本は大学での専門課程として、館種ごとに分かれて議論が行われ、検討されたことに着眼し、評価していると考えられる。

## (2) 内容

①四つの館種ごとにカリキュラムが構成され(2007.9, 10 2013.9)、館種ごとの体系的な専門科目を付与できるように展開している(2007.9, 10)。

②コア科目を設定し(2009.10)、それぞれの大学の事情に応じて開設できるように柔軟性を持たせている(2007.10 2013.9)。

③便宜的に館種を超えてコアとなる共通科目(必修)20単位を設定している(2007.9)。

④大学基準協会の教育基準が想定していた専攻や学科といった組織がない場合でも展開できる柔軟性を持たせている(2007.10)。

委員会試案の内容に関しても、館種別の図書館職員を養成するためのカリキュラムが作成されたことを評価している。またコア科目を設定し、それぞれの大学の事情に応じて、展開されている点も評価している。

## 5.1.4 部会試案

作成経緯とその内容について、次のように述べている。

### (1) 作成経緯

中島俊教(文部省社会教育局)が「省令改正後においても図書館関係者が上級司書の可能性を一丸となって主張し続けるならば、それは実現できる。」と述べていたことに対応するように、教育部会に基準委員会が作られた(2007.9)。

部会試案の作成経緯に関して、根本は図書館職員の等級制の可能性を探っていたことが考えられる。

### (2) 内容

①講習を廃止し(2007.9, 10)、司書養成は短期大学を含む大学に限定する(2007.9, 10)。

②館種を超えた養成の体系にし(2007.9, 10)、学歴と図書館学教育によって専門司書、普通司書、司書補の区分を作った(2007.9, 10)。

部会試案に関して根本は、作成経緯、内容ともに、図書館職員の等級制について可能性を探っていたことが考えられる。講習を廃止するには、法改正が必要である。

## 5.1.5 司書講習科目検討会議

司書講習科目検討会議に関しては、主に2007年9月の文献からその経緯、議論の過程での意見、最終報告書の内容が明らかにできる。

### (1) 経緯

①1968年の改正については、中島俊教が図書館大会で報告したものと『図書館雑誌』および『現代の図書館』においてその趣旨を述べているもので、推測するしかなかった。

②司書講習科目検討会議がどのようなメンバーによって、どのような過程で行われたかについての記録や発言は、中島を除いてほかの関係者からはなかった。

③事実が公表されるのは、司書講習科目検討会議の議長であった岡田温が20年後の1988年の全国図書館大会(東京多摩大会)の教育部会で講演した時であった。

### (2) 会議の概要

①1967年6月20日から同年12月16日まで計7回にわたって議論が行われた。

②議長は、図書館短期大学学長の岡田温で、裏田武夫(東京大学)、深川恒喜(東京学芸大学)、藤川正信(慶應義塾大学)、和田吉人(東洋大学)ら5人が図書館学教育に携わっている立場から参加した。他に、図書館職員の立場から、上里美須丸(千葉県立中央図書館長)、石井富之助(小田原市立図書館長)ら2人が参加した。

③当初は、本来専門職の養成は大学の正規課程で行うものであるため、講習の存続について議論し、大学での養成を大学基準協会の『図書館学教育基準』や教育部会での議論をもとにして検討すべきであるという意見が複数出た。



④議論の過程では、短大での講習の廃止、司書補の廃止、現司書養成を司書補養成と位置づけること、司書の等級化、講習科目における実務的内容と学術的内容の対比等の意見が出たが、議論の前提が法改正を伴わない範囲であることが確認されると、講習のあり方を中心にする方向に転じた。

### (3) 最終報告書の内容

(以下の別表Ⅰ・Ⅱは本稿には掲示しない)

- ①法改正で「上級司書」(仮称)を規定すべきことを前提に別表Ⅱの講習科目38単位案を示す。
- ②即時の法改正ができない場合は、別表Ⅰの19単位科目表に改訂する。
- ③司書補は将来的廃止されるべきなので、審議から外した。
- ④司書講習の実施地域、実施大学、受講者資格、実施内容、講師選定、講習内容、司書補講習の分離など、効果を上げるための指導を強化する。
- ⑤大学での司書養成については、図書館学科を設けられるよう考慮し、その場合の科目および単位数は別表Ⅰ、Ⅱを参考にして、大学基準協会の図書館学教育基準を下回らないようにする。  
司書講習科目検定会議に関しては、1967年当時、図書館職員を養成する大学教員と図書館職員の間で、短大の講習の廃止、司書補の廃止等図書館法の改正を必要とする考え方があったことを指摘している。

#### 5.1.6 講習科目1968

作成経緯に関して、結局15単位から19単位に単位を増やすにとどまった(2004.12)ことを指摘している。内容に関しては、科目を改定しただけに終わった(2007.6,9)こと、用語の使い方の違いが多いが、概ね最終報告書通りの内容が反映された(2007.9)ことの2点を指摘している。

講習科目1968に関して根本は、3点指摘しているものの、特に評価はしていない。

#### 5.1.7 図書館情報学検定試験

検定試験に関しては、提案する理由とその意義について述べている。

#### (1) 提案する理由

- ①試験制度を経ずして、取得できる国家資格は、教員、司書、学芸員である(2009.4)が、日本の国家資格のほとんどは国家試験を伴っている(2009.9)。
- ②これまで司書資格の付与プロセスについての評価の機会があまりにも少なすぎる(2009.4)。
- ③日本においては、試験で問うことができるような図書館情報学の基礎領域がどの程度の広がりを持っているかの了解がまだ十分になく(2009.4)、評価プロセスが低い(2010.8)。
- ④教育現場に求められている即戦力としての知識・技術と図書館情報学の基礎領域を学ぶ関係が十分に整理されていない(2009.4)。
- ⑤司書資格は養成機関の課程認定もなければ検定試験もなく、基準が不明なままに単位を集めることで資格になってしまう(2011.12)。

#### (2) 意義

- ①仕事に必要な知識と技術の範囲を明確にすることで教育者にも学習者にも目標を示すことができ、求人側でも候補者が一定の知識・技術が身につけていることが試験によって保証されていれば採用しやすくなる(2009.4)。
- ②検定試験のような基準がなかったため、司書資格を持つ人の力が散在し、司書に対する評価の不安定さをもたらしていたと考えられるが、検定試験を実施することで、このことを解消できる可能性がある(2009.4)。
- ③検定試験は、学んだことが身についているかどうかを評価する手段となる(2009.4)。
- ④教育関係者が、検定試験を自らの教育活動の一環に取り入れて準備を行い、学習者もそれを意識しながら学習を続けることで一定の受験者を確保することができれば、それは徐々に力となって図書館員を受け入れる現場の意識を変え、就職市場も変化していく(2009.9)。
- ⑤教育の成果を学習者が自ら確認できるだけでなく、教育者がそれを参照することによって教育に関する自己評価を行えるようになる(2011.12)。  
検定試験に関しては、日本の図書館情報学、司書資格において必要であることを論じ、提案している

点は意義がある。他方、これをどのような内容で、どのような手順で実践するかといった具体的な方法は示されていない。

## 5.2 根本彰の主張

### 5.2.1 主張の内容

根本は、協力者会議で「LIPER の研究成果と歴史的な認識を踏まえて」、次のことを主張している。表1は、根本の主張を引用したものである<sup>8) 9)</sup>。

このうち、前半を〔主張 A〕、後半を〔主張 B〕という。根本の主張の核心は、〔主張 A〕に「司書養成を国際基準に合わせ変更し、大学・大学院で38単位取得（これは以前から目安になっている単位数）を義務付ける必要がある。これにより、司書資格は公共図書館だけでなく、館種を超えた図書館専門職の養成の共通基盤になる」とあるように、38単位の義務付けの必要性和館種を超えた図書館職員の養成である。合わせて、〔主張 B〕で次の5点の検討を提案している。①司書補の廃止、②司書講習の廃止、③司書の最低学歴要件を学士とする、④大学における図書館に関する科目の制度化、⑤省令

（図書館法施行規則）の全面改正。（なお、④⑤は当時、検討が予定されていたので、以下、省略する。）

### 5.2.2 主張の根拠

〔主張 A〕で大学院での図書館職員養成を挙げているが、この根拠は〔主張 A〕の冒頭にある国際基準である。38単位については、「以前から目安になっている単位数」とあるが、1954年に大学基準協会が発表した図書館学教育基準で示された単位数である。〔主張 B〕の5点の根拠については次の通りである。表2は根本の主張の根拠を示したものである。

根本は、根拠を挙げていないため、根本が調査した最終報告書から、その根拠を明らかにする。

①司書補の廃止については、部会試案で「『図書館法』第6条に規定されている司書補の講習の廃止」、最終報告書で「司書補については、将来法律改正によって司書補は廃止されるべきもの」と言及されていると報告している。

②司書講習の廃止については、委員会試案の報告書で「講習方式に依存している現在の制度そのもの

表1 根本の主張

〔主張 A〕 司書養成を国際基準に合わせ変更し、大学・大学院で38単位取得（これは以前から目安になっている単位数）を義務付ける必要がある。これにより、司書資格は公共図書館だけでなく、館種を超えた図書館専門職の養成の共通基盤になる。さらに次のことを検討すべきである。	
〔主張 B〕	
1	司書補の廃止（法4条、5条、6条の改正）
2	司書講習の廃止（5条1項1号の廃止、猶予期間を設ける）
3	司書の最低学歴要件を学士とする（5条1項2号の改正）
4	大学における図書館に関する科目の制度化（5条1項2号の改正）
5	省令の全面改正（大学における科目の追加と科目・単位の大見直し）

表2 主張 B の根拠

	①司書補の廃止	②司書講習の廃止	③司書の最低学歴要件を学士とする
司書講習科目検討会議	○	×	×
委員会試案	×	○	○
部会試案	○	○	○
LIPER 報告書	×	△	×

が問題」であるとし、部会試案で『『図書館法』第6条に規定されている司書の講習の廃止、LIPER 報告書で「あまりにも旧態依然としたもの」と言及されている。

③司書の最低学歴要件を学士とすることについては、委員会試案、部会試案で言及されている。

### 5.3 議論に対する指摘

根本は、図書館学教育に関する議論が起きない理由として、図書館関係者からの要求が高まっていないことを挙げ、2007年11月と2008年には、図書館界としての合意をつくり、戦略的に行政当局に働きかけをする必要があると訴えている。また「ばらばらの図書館界に必要なのは、館種の壁を超えて図書館員の質の向上を図るための関係者の広範な協力関係である。」とも訴えている。他方、2012年には大学関係者の関心が薄いことが最大の問題であると指摘している。

### 5.4 論文の特徴

根本は9年間にわたって、約15本の論文・記事を

を順々に発表している。査読付き論文は含まれていない。多くは『図書館雑誌』や『会報』等の掲載記事で、依頼原稿と思われる。『図書館雑誌』の記事が全体の50%を占め、1本につき平均2.5ページである。多くの記事に字数制限があると考えられる。状況の変化に応じて、日図協会員や教育部会会員に訴えることを目的として、『図書館雑誌』や『会報』に発表しているため、分散した内容になっている。2007年11月と2008年2月の記事は、殆ど同じ内容である。

表3は、文献ごとに根本の意見を項目別に示したものである。科目案全てについて意見を述べているのは、2007年の文献のみである。2007年9月から2008年2月までの5ヶ月間に、改善委員会・委員会試案と基準委員会・委員会試案の両方について4点発表している。2008年2月を最後にこれら二つの日図協の試案に関連した意見は発表していない。これらに替わって、検定試験に関する意見を2009年4月から2012年10月の3年6ヶ月の間に5点発表している。根本の関心が、日図協の二つの試案関係から検定試験に移った可能性がある。

表3 2004～2013年の根本彰の意見（項目別）

	図書館情報学教育の問題点	LIPERの目標・内容・成果	LIPER提言・課題	改善委員会・委員会試案	基準委員会・部会思案	講習科目1968	司書講習科目検討会議	資格検定試験
2004.5		○						
2004.12	○	○				○		
2006.3	○							
2006.7	○	○	○					
2007.6			○	○		○		
2007.9				○	○	○	○	
2007.10				○	○		○	
2007.11	○		○	○	○			
2008.2	○		○	○	○			
2009.4		○						○
2009.9	○							○
2010.8		○						○
2011.12								○
2012.10								○
2013.9				○			○	

## 6. 考 察

### 6.1 科目案の検討

#### (1) 日図協内部の二つの考え方

日図協は、1965年に委員会試案を、1972年に部会試案を作成している。どちらも公共図書館以外の館種別図書館職員の養成をめざしており、さらに等級制を設けている。1960～1970年代前半当時、少なくとも日図協内部においては、館種別図書館職員の養成と等級制を必要とする考え方が存在し、これら二つの考え方をめざした取組みが行われたと考えられる。いずれも、その後さらに実現のための検討が進められることはなく、日図協としての科目案が作成されることもなかった。その原因としては、試案を示しただけで、これらを実際にどのように運用していくかという具体的な方法が示されていなかったこと、根本が言及しているように等級を設けた館種別図書館職員の養成に対する図書館界での意見の一致、盛り上がりには欠けたことが考えられる。

#### (2) 日図協の文部省への影響

1965年に日図協改善委員会が委員会試案を作成した後に、1967年に講習科目改定のための司書講習科目検討会議が文部省で行われ、この会議を受けて1968年に講習科目1968が改定された。この会議は、館種別図書館職員の養成、等級制という二つの日図協内部の考え方に一定の影響を受けたと考えられるが、講習科目1968は4単位増加しただけで内容等に大きな変化はなかった。

### 6.2 根本による提案の意義と課題

#### (1) 意義

根本の記事によって、1960～1970年代前半の図書館学教育、図書館職員養成のための取組み、LIPERの研究の目的と研究成果が明らかになった。また、これまで知られていなかった文部省の司書講習科目検討会議の議事録と最終報告書を調査し、最終報告書を紹介したことは大きな意義がある。これらは、今後1960～1970年代前半の図書館職員養成、図書館学教育、科目案、図書館政策等に関する研究を行う上で手掛かりになるものであり、非常に重要

である。合わせて、図書館界における図書館学教育に関する議論のあり方や大学関係者の関心の低さを指摘している点も重要である。

#### (2) 課題

根本による主張Aの特徴は次の4点である。

- ①司書課程を「国際標準に合わせる」こと。
- ②大学と大学院で実施可能であること。
- ③必修単位数は「38単位（これは以前から、目安になっている単位数）」であること。
- ④司書資格は「館種を超えた図書館専門職の養成の基盤となる」こと。

これらの内容はまだ抽象的である。これらを具体化するためには、今後次のような作業が必要と考えられる。①については、日本の図書館職員の養成を国際標準と合わせるためには、他の面で、どのような条件整備が必要かについて検討する必要がある。②については、大学院と大学で共通し使用できる教育内容の開発が必要である。③については、現在の業務内容をもとに38単位の内容を再確認する必要がある。④については、多かれ少なかれ、図書館法の改正が必要と考えられ、図書館法をどう改正するのか、そのための制度設計が必要である。これに加えて、ここに想定される図書館情報専門分野に関する38単位の履修は、現在、さまざまな形で図書館情報学を専攻とする学部、大学院でそれぞれ行われているため、これらとの関係を示す必要がある。

根本の主張Bの①～③の特徴は、いずれもこれまで提案されたことであるが、実現しなかったことである。これまで検討されてきてはいるが、新たに提案する意義を明らかにする必要がある。これらには、図書館法改正とそのための図書館界での合意形成が必要になるため、合意形成の方法、法改正の現実的な可能性、法改正の費用対効果、具体的な制度設計を検討する必要がある。

#### おわりに

本稿では、2004年から2013年に絞って、図書館情報学改善に関する根本彰の意見の検討を行った。今後は、ほかの研究者の図書館情報学改善に関する意見について検討する。

## 謝 辞

本稿をまとめるにあたり、筑波大学名誉教授の葉袋秀樹先生より懇切なご指導を賜りました。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

## 注・引用文献

- 1) 根本彰「図書館員養成とポスト LIPER 報告」『図書館雑誌』101(10), 2007. 11, p. 741-743.
- 2) 根本彰「司書養成の歴史的課題を確認する」『会報』(日本図書館協会図書館学教育部会) No. 82, 2008. 2, p. 16-18.
- 3) 根本彰「『司書講習等の改善に関することについて(報告)』(1967)の解説」『日本図書館情報学会誌』53(3), 2007. 9, p. 172-182.
- 4) 根本彰「日本図書館情報学会の50年とLIPERの課題」『図書館雑誌』98(5), 2004. 5, p. 282-284.
- 5) 根本彰「日本の図書館員養成とLIPERの課題」『図書館雑誌』98(12), 2004. 12, p. 895-897.
- 6) 根本彰「LIPERプロジェクトの概要と今後の方向づけ」『会報』(日本図書館協会図書館学教育部会) No. 75, 2006. 3, p. 3-4.
- 7) 根本彰「図書館情報学教育の可能性: LIPERの紹介を通じて」『図書館界』58(2), 2006. 7, p. 148-149.
- 8) 根本彰「LIPER提言補論: 高山正也氏の批判に答える」『図書館雑誌』101(6), 2007. 6, p. 388-391.
- 9) 根本彰「40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今—」『会報』(日本図書館協会図書館学教育部会) No. 81, 2007. 10, p. 10-13.
- 10) 根本彰「今後の図書館員養成と検定試験構想」『図書館雑誌』103(4), 2009. 9, p. 229-232.
- 11) 根本彰「図書館情報学検定試験の実施計画について」『図書館雑誌』103(9), 2009. 4, p. 640-643.
- 12) 根本彰「『図書館制度・経営論』について」『会報』(日本図書館協会図書館学教育部会) No. 92, 2010. 8, p. 10-14.
- 13) 根本彰「日本図書館協会と専門職員養成の今後」『図書館雑誌』105(12), 2011. 12, p. 804-806.
- 14) 根本彰「資格社会における司書の専門性評価の方法について」『図書館雑誌』106(9), 2012. 10, p. 714-716.
- 15) 根本彰「司書養成のあり方を問い返す」『図書館雑誌』107(9), 2013. 9, p. 576-579.
- 16) 日本図書館協会『図書館学教育改善委員会報告1965』(日本図書館協会), 1965. p. 23
- 17) 日本図書館協会図書館学教育改善委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』59(9), 1965. 9, p. 26-31.
- 18) 前掲6)
- 19) 日本図書館協会図書館学教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』66(6), 1972. 6, p. 30-34.
- 20) 上田修一・根本彰「『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』最終報告書」『日本図書館情報学会誌』52(2), 2006. 6, p. 101-128.

(いけだ みちえ 現代教養学科)